野田市告示第　263　　号

狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号）第６条第７項の規定による狂犬病予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第８項の規定により次のとおり告示する。

令和８年10月１日

野田市長　　鈴　木　　有

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特　徴
令和8年 9月30日	野田市 目吹	雑種	白茶黒	オス	大型	成犬 首輪なし、マイクロチップなし

上記の犬は令和８年10月６日まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（０４－７１９１－００５０）